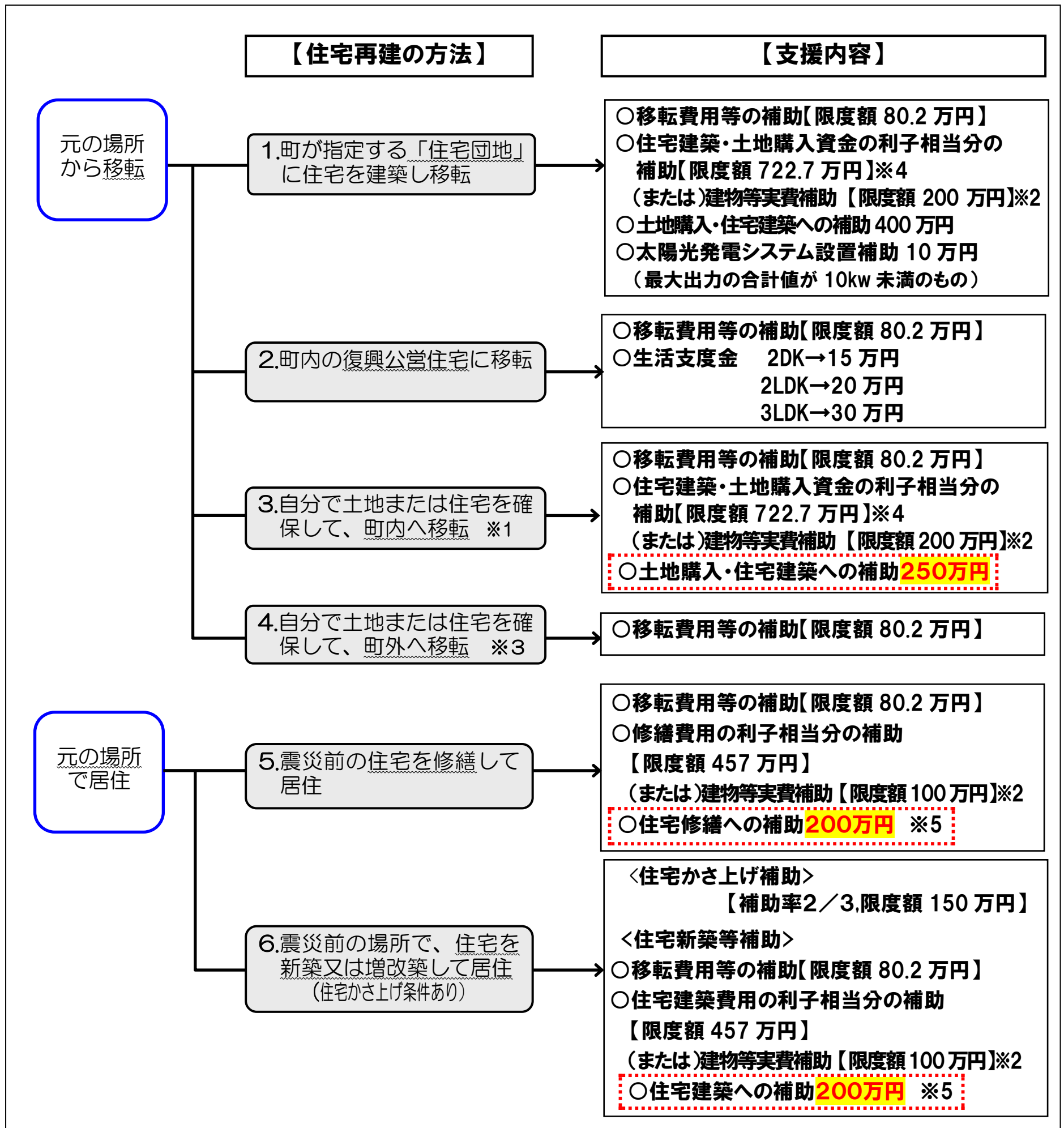


津波防災区域の第3種区域に居住されていた世帯



- ※1 第1種・第2種津波防災区域への移転、借家への移転は補助対象外
- ※2 (対象経費 - 被災者生活再建支援制度の加算支援金) × 1/10
- ※3 借家への移転は補助対象外
- ※4 利子相当分の補助は、土地取得:206 万円、土地造成:59.7 万円、住宅建築(購入):457 万円が、限度額の内訳となります
- ※5 住宅のり災程度が半壊以上となった世帯が対象

※2について、補助金の算出例

例: 家屋の建築・購入費用 2000 万円、生活再建支援金(複数世帯)200 万円受給済の場合
 $(2000 \text{ 万円} - 200 \text{ 万円}) \times 1/10 = 180 \text{ 万円}$ ← 建物等実費補助額となります
 (限度額が 100 万円の場合は、その範囲内での支給となります)

点線囲みおよび金額に着色された部分は、新たに追加・増額されたものです。